

データ駆動グローバルヘルス医学研究国際人材育成プログラム

2024 年度日本政府奨学金（国費）外国人留学生募集要項

1. 専攻分野及び募集人員

- (1) 専攻分野・課程：データサイエンス医学に関わる研究を行う医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）の分野における博士課程
- (2) 募集人員：4名（予定）

2. 出願資格及び条件

- (1) 対象：大学院レベルの外国人留学生として本学への入学を志すもの  
原則として公的機関や大学に職を有し、基礎医学、臨床医学、パブリックヘルスの観点からデータサイエンス医学に関心を持つ優秀な人材を対象とする
- (2) 国籍：日本国政府と国交のある国のものを有すること。ただし、申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とならない。なお、本プログラムでは文部科学省が定める重点地域の国（※）の者が3名以上採用されることとなる。重点地域の国一覧については、下記を参照のこと。

ウェブサイト URL：

- (3) 年齢：2024年4月1日現在で満35歳未満の者
- (4) 学歴：
  - イ) 学校教育における18年の課程を修了した者及び2024年9月修了見込みの者
  - ロ) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (5) 健康：心身ともに健康である者。また、大学における学業に支障がないこと。
- (6) 語学：以下のいずれかに該当すること。
  - ① 英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）のB2相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。  
（B2レベルに相当するスコア：TOEFL iBT 72-94、IELTS 5.5-6.5等）
  - ② 本コースへの入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。
  - ③ ①相当以上の英語能力を有していると大学院において判断できる者。
- (7) 渡日：2024年10月1日から同年10月14日までに必ず渡日出来る者（※変更の可能性あり）  
（原則として新たに海外から渡日してこの日程で渡日出来ることが条件であるが、すでに来日している留学生が博士課程に入学を希望する場合も選考対象とする）
- (8) 査証取得：渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で、「留学」の査証を新規取得し、新規取得した「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格（「永住者」、「定住者」等）を有している場合であっても「留学」に変更の上、新規渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。

（注1） 現役軍人又は軍属の資格のまま入学することは出来ない。

- (注2) 指定期日までに渡日出来ない者は入学を取り消す。
- (注3) 自国政府や民間団体等他の機関からの奨学金等を受給する者は採用しない。
- (注4) 大学卒業見込みで出願した者で、2024年9月30日までに卒業出来ない者は、入学を取り消す。
- (注5) 次のいずれかに該当する者は、応募することは出来ない。
  - ① 2024年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生（大学推薦）に本学以外の日本の大学から推薦を受けて応募している、又は応募する予定の者。
  - ② 2024年度又は2025年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生（大使館推薦）の募集に応募している、若しくは応募する予定の者。
  - ③ 独立行政法人日本学生支援機構が実施する留学生を対象とした支援制度により日本の大学に留学する予定の者。

### 3. 奨学金支給期間

留学生である2024年10月から2028年9月までの4年間。

### 4. 奨学金・旅費・授業料等

(1) 奨学金：月額148,000円（博士課程・2023年実績）を支給する。

但し、留学生が大学を休学又は長期欠席した場合は、原則として支給されない。

#### (2) 旅費

① 渡日旅費：渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港から成田国際空港又は東京国際空港（羽田）までの下級航空券を交付する。

② 帰国旅費：奨学金支給期間終了後、所定の期日までに帰国する留学生に対しては、（本人の申請に基づき）成田国際空港又は東京国際空港（羽田）から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（留学生が国籍を有する国の空港に限る）までの下級航空券を交付する。

（注1）渡日及び帰国の際の保険料は自己負担とする。

（注2）渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港（留学生が国籍を有する国の空港に限る）までの旅費、空港使用料、空港税、渡航に要する特別税、日本国内の旅費等は自己負担とする。）

(3) 授業料等：入学検定料、入学科及び授業料は徴収しない。

### 5. 選考及び入学許可通知

(1) 東京医科歯科大学は、応募書類により候補者を選考し、文部科学省に推薦する。

(2) 応募者はパブリックヘルス・医学領域で2年以上の職務経験を有し、帰国後にポジション（正職）が保証されている事が望ましい。

(3) 東京医科歯科大学の海外拠点または交流協定締結機関、WHOなど国際機関関連の組織、東京医科歯科大学と交流実績のある機関に所属している応募者を優先する。

(4) 文部科学省は、東京医科歯科大学から推薦された候補者を審査のうえ、日本政府奨学金受給外国人留学生としての採用を決定し、東京医科歯科大学に通知する。

(5) 入学許可は、文部科学省の通知に基づき、7月上旬頃（予定）に本人に通知する。東京医科歯科大学での在籍身分は正規の大学院生とする。

### 6. 特別コースの特色

(1) 英語を用いて教育研究を行う。

- (2) 博士課程の所定の単位を修得するとともに、留学中の研究成果を学位申請論文としてまとめ、本研究科に提出し、学位論文審査に合格することにより、本学から研究内容により博士（医学）又は博士（学術）の学位が授与される。

## 7. 応募手続

応募者は、下記の書類を **2024年1月22日(予定)** (変更の場合はホームページ上に周知する) までに、東京医科歯科大学国際交流課学生受入係に提出する。

1)	申請書（両面印刷）（別紙様式 5）※	1 (原本及び Excel file)
2)	専攻分野及び研究計画（両面印刷）（別紙様式 6）※	1 (原本及び Word file)
3)	推薦調書（別紙様式 1）※（両面印刷）（指導予定教員作成）	1 (原本及び Excel file)
4)	総合成績評価報告書（別紙様式 3）※（指導予定教員作成）	1 (原本)
5)	出身大学の卒業証明書及び出身大学の修了（見込み）証明書又は学位記	1 (原本)
6)	最終出身大学又は大学院の成績証明書 （優秀であることを証明する学業成績：例えば、GPA、ABC のクラス分け、具体的な順位（〇人中第〇位）等、最終出身大学又は大学院における成績が明確に判る指標）	1 (原本)
7)	修士論文又はそれに代わる研究業績の概要（英語）（ただし、修士論文の不要な修士課程の出身者は、それを申し出るとともに修士論文に代わるものがあれば提出。）	1 (コピー)
8)	本国の戸籍謄本または市民権等の証明書	1 (原本)
9)	パスポート（写）	1 (コピー)
10)	推薦状（学生の場合は所属大学等の学部長レベル以上の者、有職者の場合は官公庁・事業所等の長の者から東京医科歯科大学長あての推薦状とする。その他、本人を良く知っている指導教員等の個人的推薦書を付け加えることが望ましい。）	1 (原本)
11)	写真（最近 6 か月以内に撮影したもので、4.5 cm×3.5 cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書（別紙様式 5）所定の場所に貼付のこと。電子データ可。）	1 (原本)
12)	英語を母国語としない場合は TOEFL スコアなど英語能力を証明する書類	1 (原本)
13)	健康診断書：直近 6 ヶ月以内に受診したもの	1 (原本)

※（予定様式）様式に変更がある場合は、ホームページ上に周知する。

1)~13)以外に、追加して書類の提出を求める場合は、ホームページ上に周知する。

## 8. 書類申請にあたっての留意事項

- (1) 日本政府奨学金受給外国人留学生として本学から文部科学省への推薦にあたり、指導教員の推薦調書等が必要になるので、事前に指導教員とよく連絡をとり、研究の打合せ等しておくこと。
- (2) 提出書類は、日本語又は英語のいずれかにより、可能な限り文書作成ソフト等を用いて全て A4 判両面印刷に統一して作成すること。（その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を必ず添付すること。（証明書類についてもその他の言語の場合には、日本語による訳文を添付すること。））
- (3) 提出書類がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、付属書類が完全に揃っていない場合、は受理しない。
- (4) 提出期日が過ぎたものについては受理しない
- (5) 提出書類は、一切返却しない。

## 9. 募集方法

東京医科歯科大学の海外拠点、WHO など国際機関関連の組織、これまで東京医科歯科大学と

共同研究、研究者の受入れ等の実績のある協定校、ならびに他の教育機関・研究機関・行政機関等から広く優秀な人材を募集する。

1 0. 注意事項

- (1) 留学生は、次の場合、奨学金の支給を取り止められることがある。
  - a. 提出書類の記載に虚偽が判明したとき。
  - b. 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
  - c. 大学において、懲戒処分を受け、もしくは成業の見込みがないと判断されたとき。
- (2) 留学生は渡日に先立ち、日本の風土、習慣、気候、大学状況について、あらかじめ研究しておくことが望ましい。また、教育研究は、英語を用いて先行的に進めるが日常生活ではすぐに日本語が必要になるので、日本語についてある程度の用意をしておくことが望まれる。
- (3) 渡日後、すぐには奨学金を受給できないので、当座の生活資金として、差し当たり必要となる費用を 2,000 米ドル程度用意することが望まれる。

1 1. 提出先及び問い合わせ先

〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45

東京医科歯科大学国際交流課学生受入係（1号館4階）

(TEL : 03-5803-4076, 4077 FAX : 03-5803-0366)

E-mail : [fssu@ml.tmd.ac.jp](mailto:fssu@ml.tmd.ac.jp)